

## ■教育行政のポイント

### “安全教育”の在り方

菱村 幸彦

本年3月21日、中央教育審議会から文部科学大臣に対し答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」が提出された。

#### 自ら危険を予測し回避する力の育成

答申は、東日本大震災等を踏まえ、学校における「安全教育」と「安全管理」について様々な提言をしている。ここでは、安全教育に絞って、答申の内容を見てみよう。

学校における安全教育は、各教科、道徳、特別活動、総合学習など学校教育の全体を通じて行われる。答申は、そのことを前提とした上で、安全教育の在り方について、次のように提言している。

第1は、主体的に行動する態度や共助・公助の視点。事件や事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するためには、状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育が必要である。

また、安全教育においては、安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力をつける教育を進めていくべきで、自助だけでなく、共助、公助（自分自身が、社会の中で何ができるのかを考えさせることも含む）に関する教育も重要である。

第2は、教育手法の改善。安全教育は、保健体育等の授業で系統的、計画的に行われており、その充実を図っていくことは今後も必要であるが、知識や態度を定着させ、行動にまでつなげるためには、例えば、学校内での危険箇所を探す、通学途中の危険箇所を確かめる、地震を想定して避難訓練をする等の体験的な学習が有効である。

また、地域で語り継がれてきた災害教訓の中には普遍的内容が含まれているものがあるから、災害教訓の語り継ぎなどにより、災害教訓の継承を図ることが重要である。

第3は、安全教育に係る時間の確保。体育・保健体育における安全教育の時間数は限られており、現在の時間数では主体的に行動する態度の育成には不十分である。学校では、これまで取り組んできた安全教育を見直し、安全教育として最優先で取り組むべき課題を意識して教育を行うことが求められる。体育・保健体育における安全に関する内容の指導時間を増やしたり、朝の指導の時間やショートHRなどの時間、特別活動の時間等を工夫し、安全指導の時間に充てたりすることも考えられる。

中長期的には、国において安全教育を教科等として位置付けることも検討すべきだ。

#### 実践的な避難訓練の工夫

第4は、避難訓練の在り方。学校における避難訓練は、基礎的な訓練を確実に行うことが重要であるが、例えば、教職員や児童生徒に予告なく行う、地域や保護者の参加を得て行う、警察・消防・救急への通報訓練を行うなど、より実践的な内容にするための工夫が必要である。

第5は、児童生徒等の状況にあわせた安全教育。運動能力や判断能力の高い児童生徒等だけが逃げられるような避難体制ではなく、全ての児童生徒等が安全に避難できる体制を整備することが必要である。学校では、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を確実に作成し、適切な対応ができるようにすることに加え、個々の児童生徒の状況等に応じた臨機応変な指導にも留意する必要がある。

今回の答申は、学校保健安全法3条2項で国が学校安全の推進計画を策定する旨を定めていることを受けたものである。文科省は、答申に基づき、向こう5年間の「学校安全推進計画」を策定し、各学校における安全の取組の推進を図ることとなる。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所代表理事）

●最新刊好評発売中！ 問題解消に向けた管理職の役割と組織的サポートの実践  
**悩み疲れる教師を救う校長・教頭の支援術**

【編集】有村 久春(帝京科学大学教授)

A5判 200頁／定価 2100円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）